

## 令和8年度及び令和9年度

### 広陵町建設工事競争入札参加資格審査申請要領（町内本店業者用）

令和8年度及び令和9年度において、広陵町（広陵町土地開発公社を含む。以下同じ。）及び奈良県広域水道企業団広陵事務所が発注する建設工事の競争入札（随意契約を含む。以下同じ。）に参加を希望される方は、以下の要領により入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を作成し提出してください。

なお、この申請書は、広陵町及び奈良県広域水道企業団広陵事務所が発注する建設工事の競争入札の業者選定に使用するためのものであり、直ちに指名があるという制度ではありません。

※ 奈良県広域水道企業団本部が発注する入札に参加を希望される方は、奈良県の入札参加資格が必要です。

#### 1. 競争入札（随意契約を含む。）に参加する者の必要な資格

競争入札に参加を希望される方は、町長の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を得なければなりません。

ただし、次の①から⑦までのいずれかに該当する場合は入札参加資格を得ることができません。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- ② 広陵町建設工事等競争入札参加資格規程（平成11年6月広陵町告示第10号）  
第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者
- ③ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者
- ④ 申請書を提出するときに町税等を完納していない者
- ⑤ 審査基準日（令和8年2月1日）直前2年の営業年度において、営業実績を有していない者
- ⑥ 申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の内容を記載した者
- ⑦ 次のいずれかに該当すると認められる者  
ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

- 以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者  
イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営  
に実質的に関与している者  
ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又  
は、第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者  
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等  
直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者  
オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難され  
るべき関係を有している者

## 2. 受付対象者

次の①及び②の両方の条件を満足する場合、競争入札参加資格審査申請の受付対象者となります。

- ① 希望業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業許可を受けている建設業者で、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの期間を審査基準日（決算日）とする経営事項審査を受けている者
- ② 本店が広陵町内の所在地で建設業の許可を取得している者

※ 広陵町の格付けを取得するためには、令和7年1月1日以前から引き続き、法人にあっては、広陵町内に本店を有し、個人にあっては、広陵町内に居住する者でなければなりません。

## 3. 競争入札参加資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

## 4. 受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで

- ※ データの送信及び郵送の受付最終日については、令和8年2月27日（金）の午後5時までに必着とします。  
※ 窓口での受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとします。

## 5. 受付方法と受付場所

- (1) 建設業者カード（広陵町様式④-1-1）のエクセルファイルについて  
入力後に下記のメールアドレス宛に送信してください。

送信先

E-mail : **koryo.soumu-gts@ninus.ocn.ne.jp**

注：PDFに変換しないでください。

必ずエクセルファイルのまままで送信してください。

注：データに押印は不要です。

注：クラウド等に預けず直接送信してください。

(2) 印字した建設業者カード（広陵町様式④-1-1）及び申請書等その他書類について

下記の場所に持参又は郵送してください。

広陵町役場 2 階 総務課

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

TEL 0745-55-1001 内線1246

郵送の場合は、封筒の表に「入札参加資格申請書在中 町内・建設」と赤字で記入してください。

**6. 提出部数 1 部**

**7. 提出又は送信書類**

注：紙で提出する書類は以下の①から⑯までの順番に綴り、ホッチキス止めをして持参又は郵送してください。ホッチキスで止められないときは、綴じひもにて綴じてください。

なお、郵送の場合で申請書類の受付証をご希望の方は、返送先を記入し切手を貼った返信用の封筒又はハガキを同封してください。

**① 令和8年度及び令和9年度 広陵町建設工事競争入札参加資格審査申請書（広陵町様式①-1-1）（必須）**

**② 建設業者カード（広陵町様式④-1-1）（必須）**

**※必ず所定のエクセルの様式に入力してください。**

**※エクセルの様式の変更は絶対にしないでください。**

**※入力したエクセルファイルのデータを（1）送信するとともに（2）印字したもの**  
**を提出してください。**

（1） 5 （1）に記載された所定のメールアドレスあてに送信してください。

※ PDFに変換しないでください。エクセルファイルのまままで送信してください。

※ 押印は不要です。

※ クラウド等に預けず、直接送信してください。

(2) 印字した用紙に入札・契約等での使用印を押印して、他の書類とともに提出してください。

**※ (1) と (2) の両方をしてください。**

※ 「申請する事業者情報」欄には本店と代表取締役（個人事業の場合は事業主）を入力してください。

※ 法人番号は法人の方のみ入力してください。「番号法」に基づく13ヶタの番号です。「国税庁法人番号公表サイト」で検索が可能です。

※ 黒塗りの欄については入力不要です。

※ 印字して提出する書類にのみ、使用印を押印してください。

使用印とは入札、契約及び代金請求等で使用する印で、法人の場合は、法務局に登録された代表者の印をお願いします。

※ 「業者区分」欄は、「町内」で固定しています。

※ 「建設業許可」欄には、許可者を選択し、許可番号を入力してください。

※ 「経営事項審査結果」欄には令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間を審査基準日（決算日）とする経営事項審査結果の内容を、該当する項目ごとに入力又は選択してください。

※ 「希望する許可業種の経審情報」欄には、まず右端の「B 希望工事業種 町内業者のみ」欄で、希望する工事業種を選択してください。希望する工事業種は2業種まで選択できますので、1業種又は2業種を選択してください（工事業種については別紙を参照してください。）。

次に左端の「A 希望業種に対応する許可業種」の箇所に、選択した希望工事業種に対応する許可業種（建設業許可29業種）と許可区分（一般又は特定）を選択し、それぞれの経審P点（総合評定値）と完成工事高を、経営事項審査結果通知書の内容どおりに入力してください（工事業種と建設業種の対応についても別紙を参照してください。）。

### ③ 代表者印の印鑑証明書〈写し〉(必須)

※ 法人の場合は法務局で、個人の場合は役場住民課で発行しています。

※ 申請書提出時の直前3箇月以内発行のものとします。

### ④ 経営事項審査結果通知書〈写し〉(必須)

※ 令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間を審査基準日（決算日）とするものを提出してください。

申請中で通知書が届いていない場合は、申請先の受付印のある受付票の写しを提出するとともに、通知書が届いたら早急にその写しを提出してください。

※ 経審申請後に資本金、許可の種別（一般又は特定）、一部業種の追加・廃業、技術職員数の変更等があれば、提出する通知書の写しに赤字で修正してください。

## ⑤ 町内業者の確認資料（必須）

法人の場合 → 商業登記の登記事項証明書（履歴事項証明書）〈写し〉

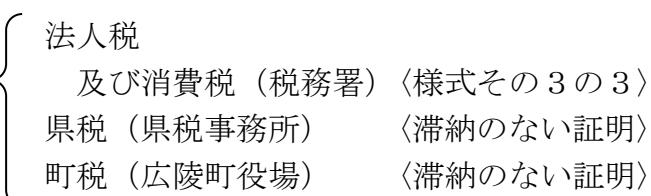
個人の場合 → 住民票抄本〈写し〉

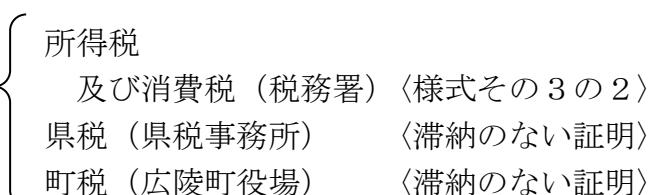
※ 商業登記の登記事項証明書は法務局で、住民票抄本は役場住民課で発行しています。

※ 土木一式、建築一式、上下水道設備を希望する個人事業主の方は、住民票抄本の写しが必須ですが、それ以外の業種のみを希望する個人事業主は、役場税務課が発行する事業証明書（個人）でも提出できます。

※ 申請書提出時の直前3箇月以内発行のものとします。

## ⑥ 納税証明書〈写し〉（必須）

・ 法人の場合 

・ 個人の場合 

※ 申請書提出時の直前3箇月以内発行のものとします。

## ※ 町税に関する注意事項

ア 滞納のない証明(完納証明書)ですので、ご注意ください。

イ 役場住民課で発行しています。

証明書の申請時に委任状が必要な場合があります。

法人の場合、「代表者」以外の申請は、委任状（代表者の印の押印のあるもの）の添付が必要です。

個人の場合、「代表者」や「代表者と同世帯の家族」以外の申請は、委任状の添付が必要です。

## ⑦ 建設業許可証明書〈写し〉（必須）

※ 許可通知書の写しでも提出できます。

**⑧ 工事経歴書（建設業法様式第二号）（必須）**

※ 経営事項審査申請時の提出書類の写しを提出してください。

**⑨ 役員・従業員数（令和8年2月1日現在）調書（広陵町様式②）（必須）**

※ 令和8年2月1日現在で記入してください。

※ 「技術員の内訳人数」は、希望する工事業種の技術員の数を記入してください。

ここで人数を記入する技術員は、常勤の役員又は恒常的な雇用関係にある従業員でなければなりません。

※ 希望する工事業種を2業種選択した場合、同じ技術員が両方の技術員を兼ねることができます。

※ 法人でない場合は、「役員」については個人事業主を記入してください。

**⑩ 役員・従業員名簿（広陵町様式③）（必須）**

※ 令和8年2月1日現在で記入してください。

※ 次の希望業種に応じた様式を選んで記入、提出してください。

土木一式の場合	→	広陵町様式③-1
建築一式の場合	→	" ③-2
上下水道設備の場合	→	" ③-3
上記以外の業種の場合	→	" ③-4

※ 職種名は、「役員」、「技術員」の該当の欄に○印を付してください。

※ ここで記入する者は、常勤の役員又は恒常的な雇用関係にある従業員ですが、従業員については希望業種の技術員のみを記入してください。

※ 「技術資格等」は、該当する技術資格欄に○印を付し、その他の資格については「その他資格」欄に資格名及び等級を記入してください。

※ 様式③-4については、「希望業種名」に業種を記入するとともに「技術資格等」欄に資格名及び等級を記入してください。

※ 監理技術者資格者は、「その他資格」欄に「監理技術者」と記入してください。

※ 技術士は「その他資格」欄に「部門」と「選択科目」を記入してください。

※ 実務経験による技術員は、「その他資格」欄に「実務経験」と記入してください。

**⑪ 直近の経営事項審査申請で提出した「技術職員名簿」【20005帳票】〈写し〉（必須）**

※ 土木事務所の受付印のあるものに限ります。

※ 令和8年2月1日現在と内容が異なる場合は、赤字で訂正願います。

※ 最新の経営事項審査申請で提出したものであり、②の経営事項審査結果通知書の時のものと違っていてもかまいません。

## ⑫ 技術員の恒常的な雇用関係を証明するもの（必須）

※ 役員・従業員名簿の技術員について、提出していただく書類は、次のとおりです。

○社会保険と雇用保険に加入の場合 → (1)又は(2)のどちらかを提出

例: 法人の従業員等

○社会保険に加入（雇用保険適用除外）の場合 → (1)を提出

例: 法人の役員等（後期高齢者を除く）

○雇用保険に加入（社会保険適用除外）の場合 → (2)を提出

例: 社会保険適用除外事業所の従業員等

○社会保険、雇用保険適用除外の場合 → (3)を提出

例: 個人事業主本人及び専従者、法人の役員（後期高齢者）等

### 提出する書類

(1) 直近の「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬額決定通知書」（※受付印のあるもの）〈写し〉又は社会保険加入証明（事業所と被保険者加入証明）〈原本〉

※ 社会保険加入証明の日付は、令和8年2月1日以降のものとします。

(2) 事業所別被保険者台帳照会〈原本〉（ハローワークの証明印があるもの）

※ 日付は、令和8年2月1日以降のものとします。

(3) 保険者により発行される「資格情報のお知らせ」〈写し〉、「資格確認書」〈写し〉又はマイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルの印刷物〈写し〉

## ⑬ 技術員の資格を証明するもの〈写し〉（必須）

※ 役員・従業員名簿の技術員の資格を証明するものとして、各資格の合格証明書、監理技術者資格者証等の写しを提出してください。

※ 実務経験による技術員は、実務経験証明書を提出してください。

※ 実務経験証明書は、建設業許可申請様式第9号を使用してください。（経審申請で提出した実務経験証明書の写しでも提出できます。）

## ⑭ 表彰等の証明書類〈写し〉

（希望業種が土木一式、建築一式、上下水道設備で、受けられた者のみ）

※ 令和6年1月1日から令和7年12月31日までの間に、建設業界の発展に貢献した等により叙勲又は褒章を受けた者及びその者が代表する法人、並びに国土交

通大臣又は奈良県知事の表彰を受けた法人若しくは個人については、表彰状の写しを提出してください。

**⑯ ISO9001及びISO14001の認定登録証等（付属書等）**

**〈写し〉**

**（希望業種が土木一式、建築一式、上下水道設備で、取得された者のみ）**

※ 土木工事業・建築工事業・舗装工事業が認定範囲として登録されていることが確認できるもの（例：建築物、土木構造物の施工）を提出してください。

**⑰ 本店事務所調書（広陵町様式⑤）（必須）**

**ア 本店事務所付近の見取図**

- ・ 本店事務所所在地は赤色のペンで記入してください。

※ 地図を貼付してもかまいません。

**イ 本店事務所外部の写真**

- ・ 看板・標識等は文字が判読できるようにしてください。
- ・ 事務所等の状態が分かる全景・入口の写真を貼付してください。

※ 全景写真1枚で、看板等の文字が読みとれない場合は、入口の看板等の写真を別に貼付してください。

**ウ 本店事務所内部の写真**

- ・ 机・パソコン・電話・FAX・コピー機等、内部の様子が分かる写真を貼付してください。

※ 写真1枚で判読不能な場合は、数枚に分けてください。

**⑱ 資材置場の付近見取図、平面図及び写真（広陵町様式⑥）（必須）**

※ 資材置場の写真是、外部及び内部の状態が分かるもの数枚貼付してください。

※ 平面図は、間口及び奥行きの寸法、資材の配置状況等を記入してください。

※ 付近見取図は主な目標物を入れて分かりやすく記入してください。

## **8. 留意事項**

- ① 申請書等の記載事項を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合は受付できません。
- ② 提出書類の内容が事実と相違していることが後日判明したとき、又は審査のための実態調査に応じないときは、入札参加資格の登録を行わない、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。

- ③ 審査終了後、法人にあっては本店を、個人にあっては事業所を広陵町外に移したときは、町内業者の資格を失います。
- ④ 建設業者カード（広陵町様式④－1－1）の「申請する事業者情報」欄に記入された内容に変更が生じた場合は、遅滞なく変更届等を広陵町役場総務課に提出してください。  
また、経営事項審査の結果については、その通知があり次第、写しを提出してください。建設業の許可を更新した場合も通知があり次第、写しを提出してください。  
有効期限を過ぎても提出されないときは、競争入札参加資格が停止され入札への参加及び契約ができない場合があります。
- ⑤ 資格審査要件の継続性を確認するため、経審結果通知書の記載事項や雇用の有無を確認する書類の提示を求めることがあります。
- ⑥ 申請者には以下の事項につき承諾していただきます。

- ア 奈良県広域水道企業団広陵事務所が行う建設工事の競争入札及び随意契約における業者の選定に申請者が送信・提出された申請情報を使用するため、広陵町が奈良県広域水道企業団にその申請情報を提供すること。
- イ 広陵町の競争入札参加資格者名簿に登録された場合、奈良県広域水道企業団の競争入札（随意契約を含む。）参加資格を取得すること。
- ウ 広陵町及び奈良県広域水道企業団が、申請情報の一部を入札参加資格者名簿として公表すること。